

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

福山市長 様

提出者

住所 広島県福山市大門町旭1番地

氏名 シャープ株式会社
常務 電子デバイス事業本部
事業本部長 森谷 和弘

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 084-940-1209

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、平成30年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	シャープ株式会社 電子デバイス事業本部
事業場の所在地	広島県福山市大門町旭1番地
計画期間	平成30年4月～平成31年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **条例別紙1, 2のとおり**

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 条例別紙 1, 2のとおり	
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 条例別紙 1, 2のとおり			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項 条例別紙 1, 2のとおり	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 条例別紙 1, 2 のとおり			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 条例別紙 1, 2 のとおり			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **条例別紙 1, 2 のとおり**

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 条例別紙 1, 2 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

条例別紙1(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(平成 29年度)実績量

計画：今年度(平成 30年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②)+ ⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③)+ ⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	685	850									685	850			685	850				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	18	22									18	22							18	22
紙くず																				
木くず		3										3								3
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	12	3									12	3			12	3				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2	2									2	2	2	2	2	2				
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	717	880	0	0	0	0	0	0	0	0	717	880	2	2	699	855	0	0	18	25

条例別紙2（条例-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後，分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

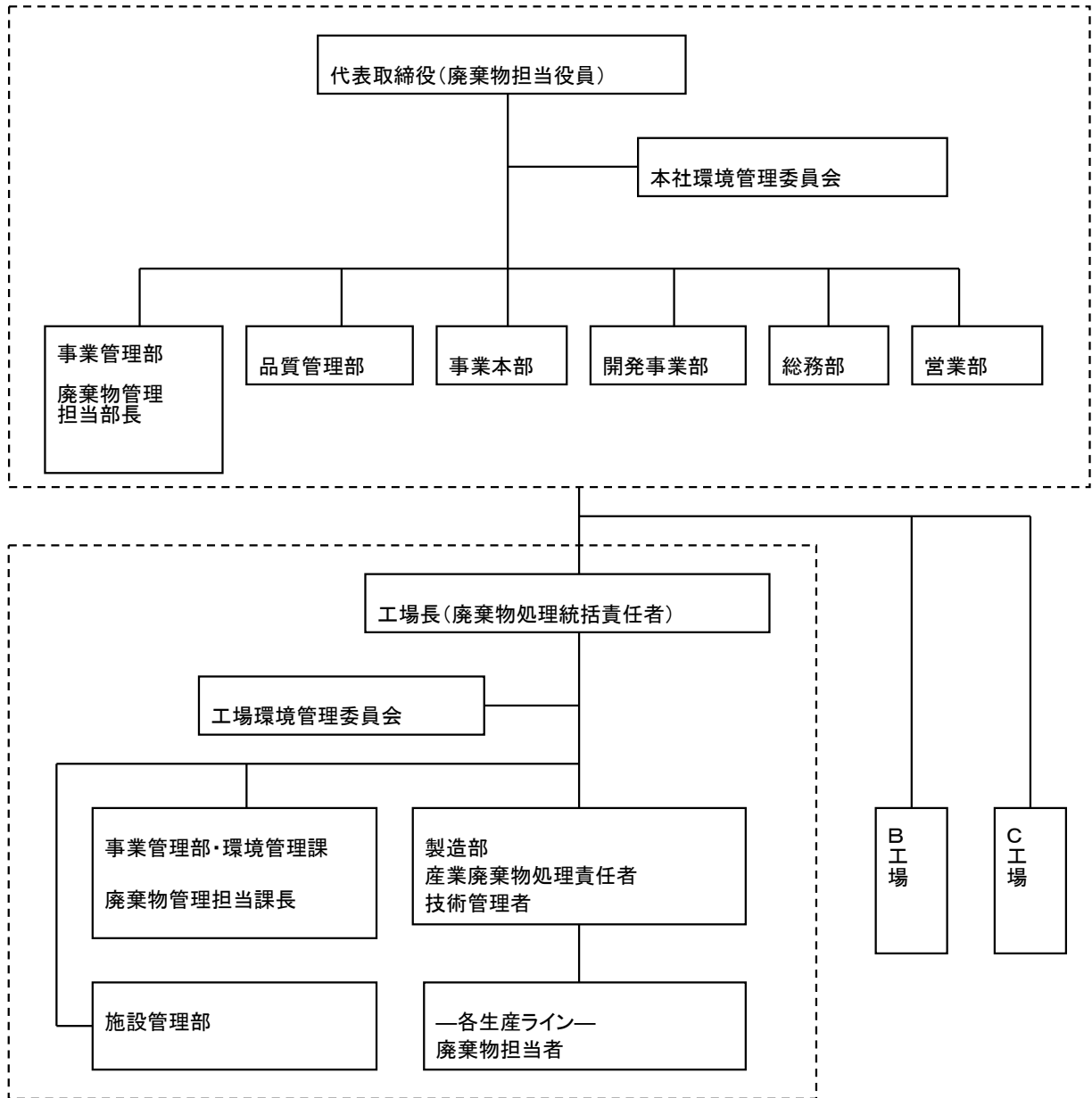
7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

管理体制図の例



1、会社の概要

- (1) 会社名
シャープ株式会社
- (2) 資本金
50億円 (2017年3月末)
- (3) 従業員
13,261人 (単体社員数 : 2018年3月末)

2、当該事業所において現に行なっている事業の概要

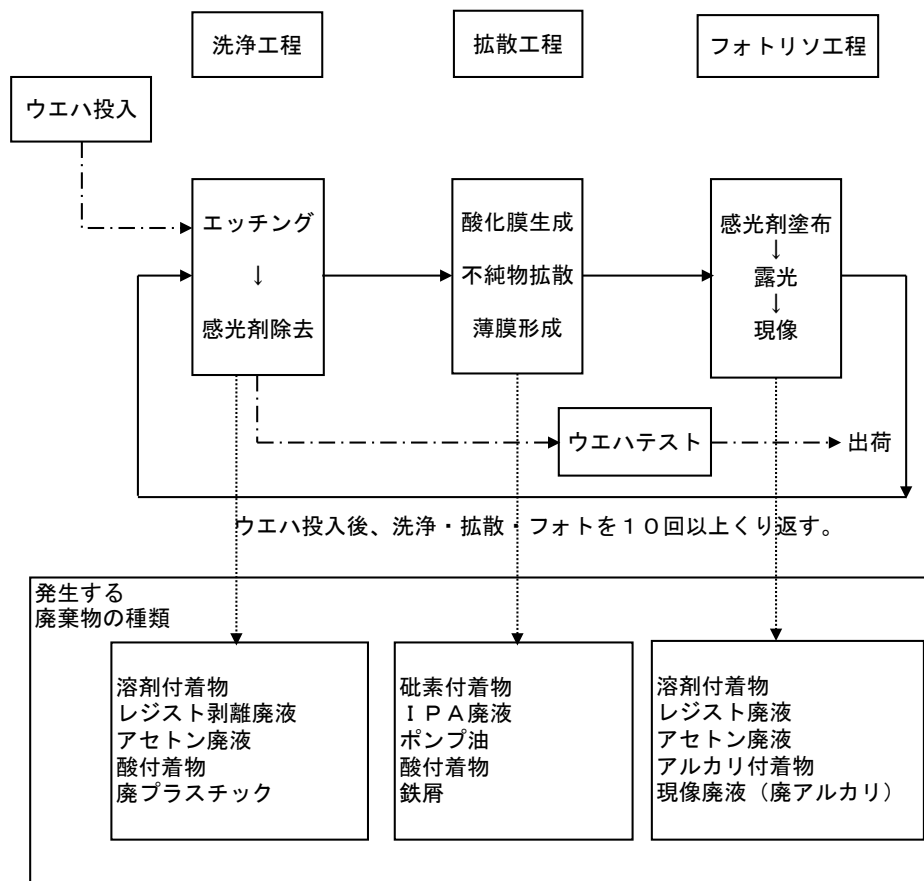
- (1) 従業員数
1,325人 (2018年3月末)
- (2) 製造概要
当事業所では、携帯電話、コンピューター製品及び家電製品などの電気回路に使用する大規模集積回路(LSI)を主に製造している。
又、2017年7月からは半導体レーザ製品の製造も開始しています。
- (3) 製造等フローシート
 - ・大規模集積回路(LSI)及び半導体レーザ製造フローシート (図1)
 - ・排水処理フローシート (図2)
 - ・純水製造フローシート (図3)
 - ・生活排水処理フローシート (図4)
- (4) 工場配置図 (図5)
- (5) 事業展望
半導体製造業における海外勢の競争力拡大に伴い、当事業所も工場操業への影響を受けているが、より付加価値の高い半導体に生産をシフトすることにより、生産量の増加を見込んでいる。
- (6) 廃棄物処理フローシート (図6)
- (7) 連絡先
担当者 : シャープ株式会社 電子デバイス事業本部
福山環境安全推進部 松浦 憲治
電話番号 : 084-940-1209

3、計画期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

図1 大規模集積回路(LSI)及び半導体レーザー製造フローシート

大規模集積回路(LSI) フローシート



半導体レーザー製造フローシート

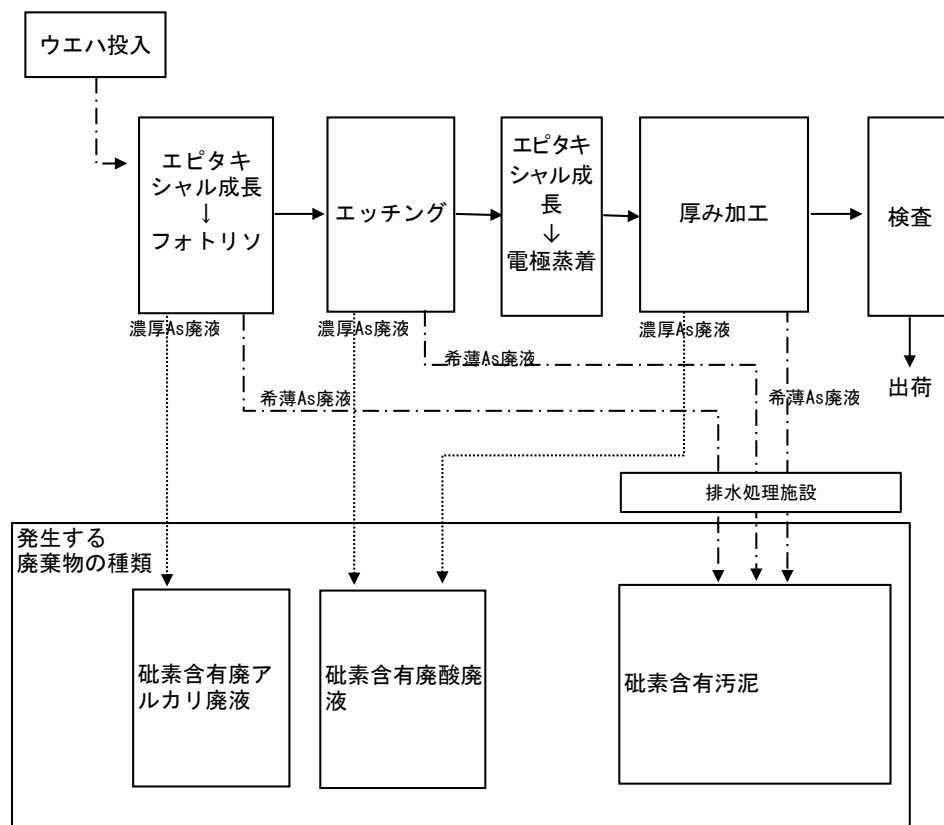
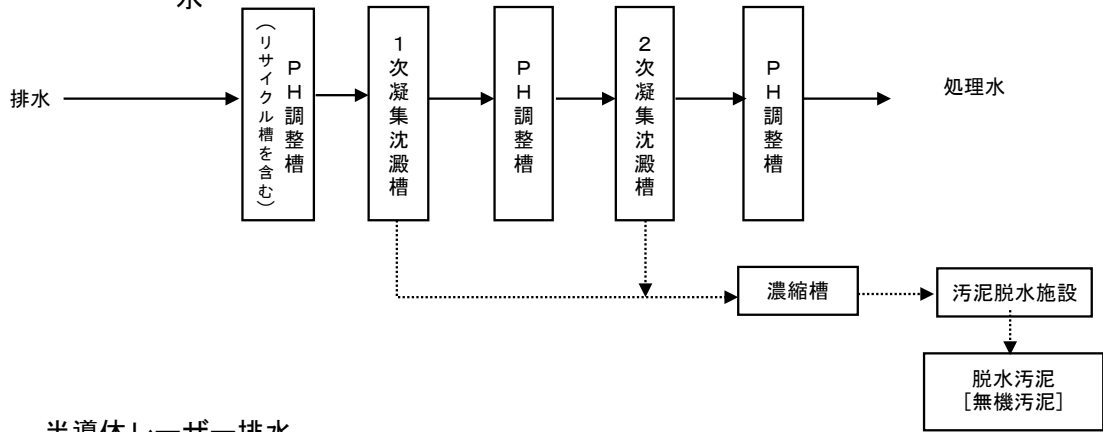


図2 排水処理フローシート
大規模集積回路(LSI)排水



半導体レーザー排水

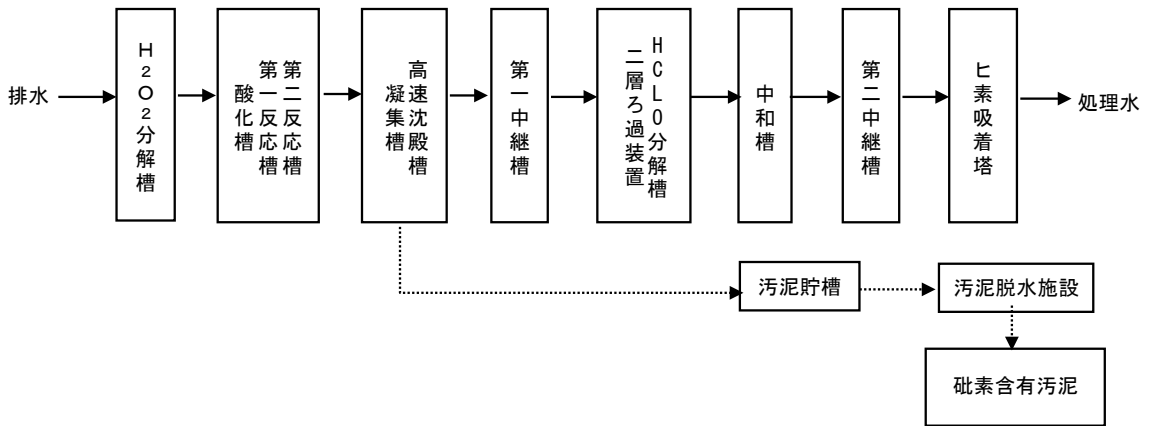


図3 純水製造フローシート

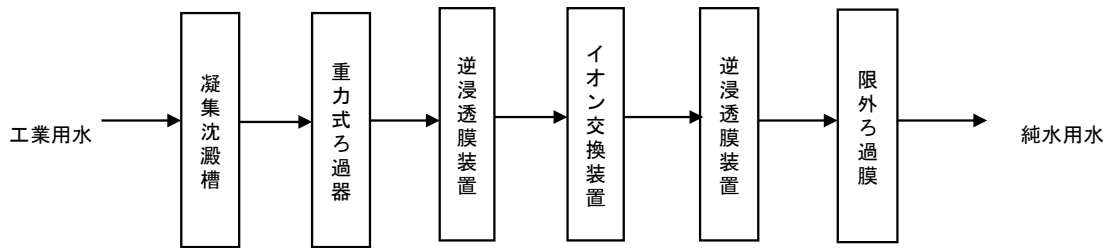


図4 生活排水処理フローシート

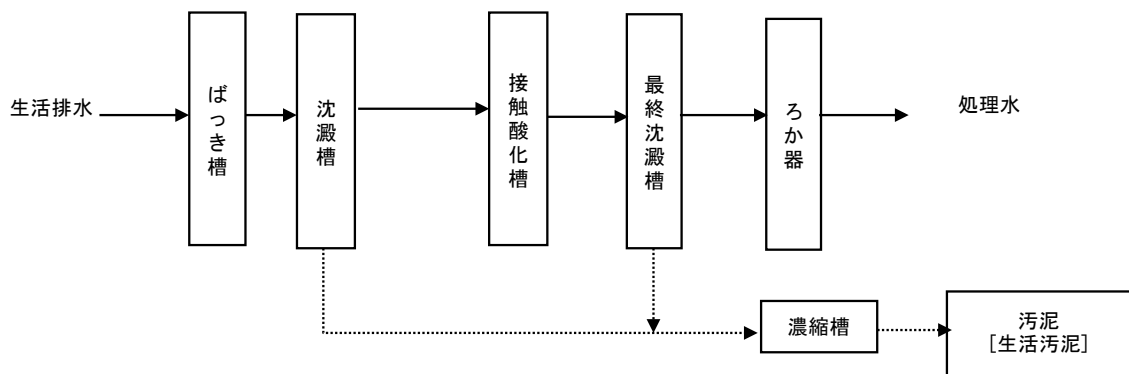


図5 工場配置図

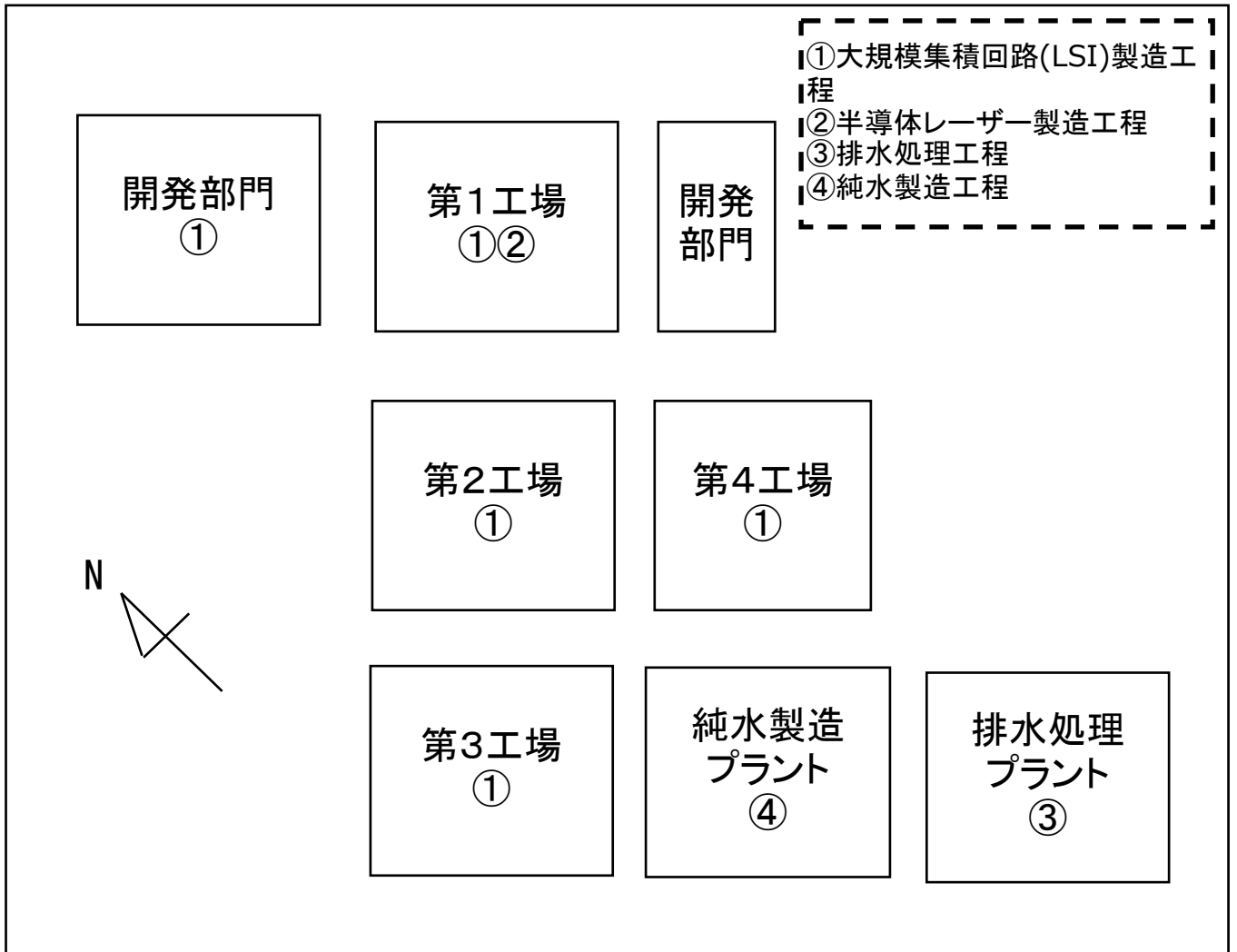
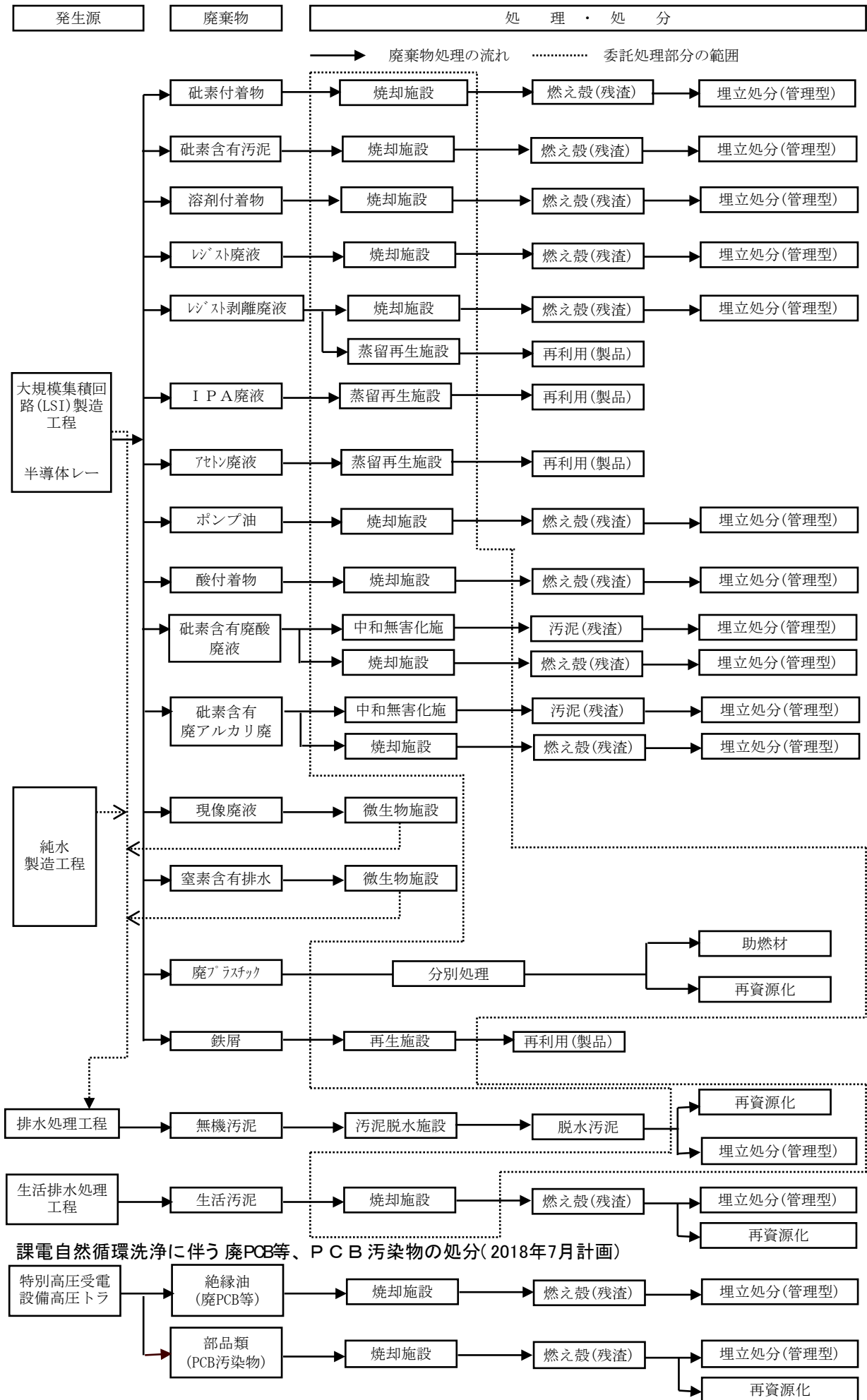


図6 廃棄物処理フローシート（現状）



条例別紙2（条例-産業廃棄物処理計画書）

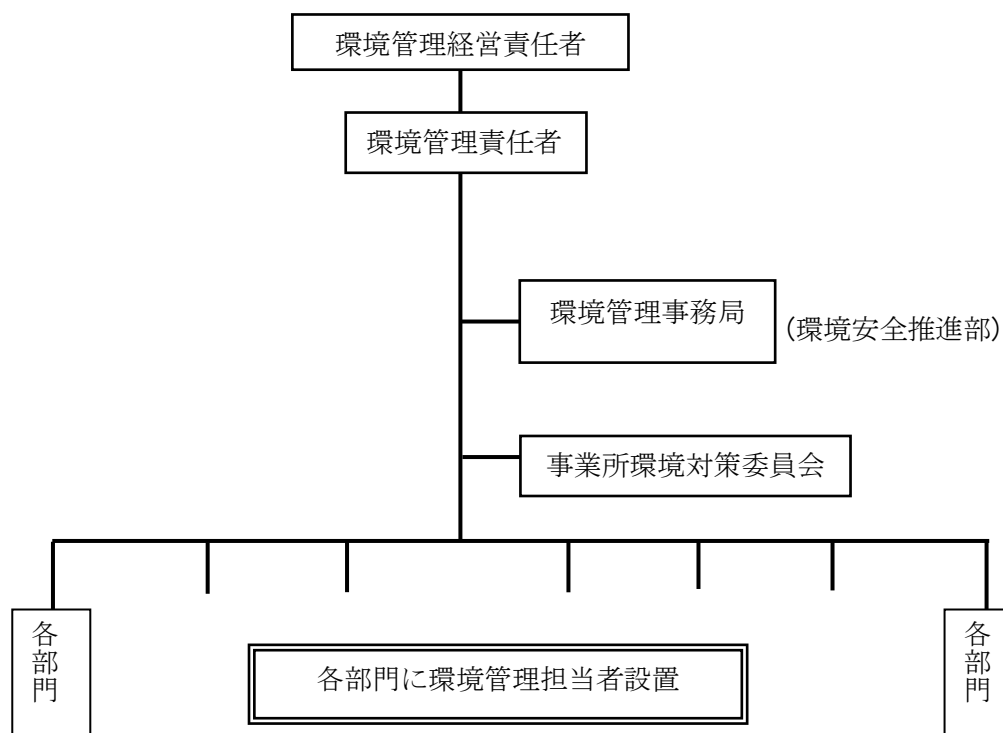
1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	(3083) 集積回路製造業
②事業の規模	補足資料参照
③従業員数	1,325名(2018年3月末)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	補足資料参照

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

電子デバイス事業本部

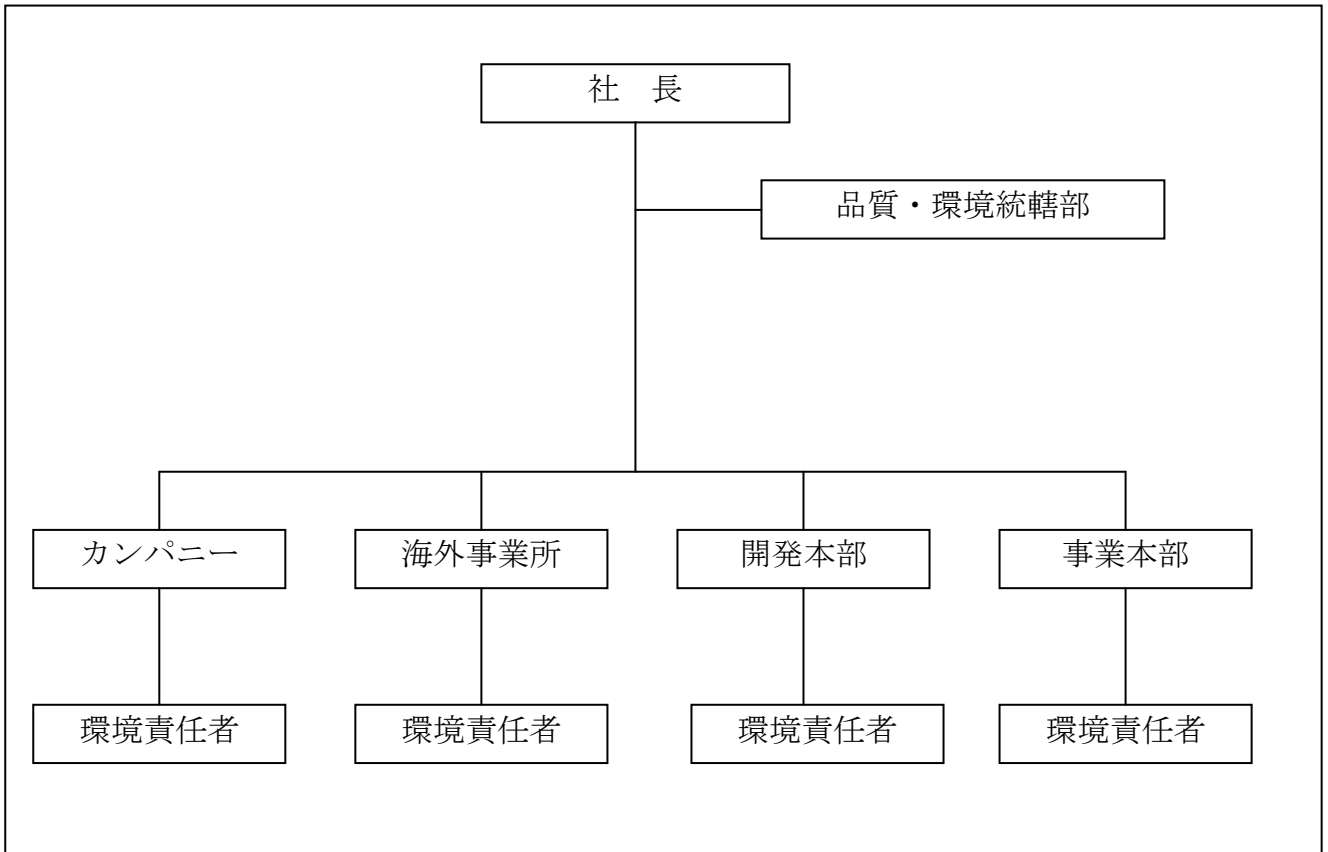
- ・産業廃棄物処理に関する管理組織図（環境管理推進体制）



- ・産業廃棄物管理責任者 西尾 聡

廃棄物管理組織図

本 社



3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理設備の運転管理を、きめ細かく負荷量に合わせ薬品の注入量を制御することで産業廃棄物の排出量を抑制している。 ・生産部門も生産状況に合わせ使用薬品の削減を推進している。 ・目標の設定 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。 ・産業廃棄物教育を現場研修も含めて定期的に計画し実施している。
②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・上記施策の強化継続を実施する。 ・新規及び既存の廃棄物について削減及び有価物化のに向けた施策の検討計画を推進する。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に処理する為、廃棄物の種類ごとに分別している。 ・廃棄物種別毎に適切な処分を実施する為、分別強化を図っている。 ・有価物と廃棄物を明確に分別し、廃棄物発生量を抑制している。 ・ワンポイントレッスンおよび社内イントラ等にて分別方法の周知徹底を図っている。
②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・上記内容を継続実施する。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	・ 無
②計画	・ 無

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	・ 無
②計画	・ 無

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	・ 無
②計画	・ 無

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の遵守等 廃掃法等、関連する法令、その他の規則を遵守することで産業廃棄物の適正処理および行政の環境施策に協力する。 ・ 排出事業者の処理責任 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処分業者に委託する場合であっても、マニフェスト等で収集運搬から処分に至るまで適正処理されているか管理している。 ・ 処分内容を確認し、処分業者と適正な委託契約を締結する。 ・ 廃棄物処理場の現地確認を行い、適正処理されているか確認を行っている。
②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記項目の継続推進を実施する。